

## 通知を受けた争議行為の実施内容

労働関係調整法第37条第1項と労働関係調整法施行令第10条の4第1項の規定に基づいて、千葉県医療労働組合連合会から、以下のとおりストライキ等を行う旨の通知がありました。

### 1 開始日

令和6年3月14日以降

### 2 場所

上記組合の組合員が従事する別記の職場

### 3 要求事項

賃金引上げ等

### 別記

#### ①社会医療法人千葉県勤労者医療協会運営施設

- ・船橋二和病院 船橋市二和東5-1-1
- ・千葉健生病院 千葉市花見川区幕張町5-392-3
- ・市川市民診療所 市川市大洲4-10-21
- ・稲毛診療所 千葉市美浜区稲毛海岸4-11-3
- ・北部診療所 千葉市稲毛区天台3-4-5
- ・花園診療所 千葉市花見川区花園2-8-23

#### ②社会福祉法人さざんか会運営施設

- ・ゆたか福祉苑 船橋市車方町400
- ・のまる 船橋市車方町549

#### ③医療法人社団青光会 今井町診療所

千葉市中央区白旗2-4-10

- ④いちはら協立診療所 市原市君塚2-17-7
- ⑤東葛病院 流山市中102-1
- ⑥成田赤十字病院 成田市飯田町90番地1
- ⑦千葉ろうさい病院 市原市辰巳台東2-16